

守谷市農業集落排水事業經營戰略

令和3年3月

守谷市上下水道事務所

目 次

第1章 策定の趣旨と位置付け

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 農業集落排水事業の概要と現状分析

- 1 事業の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 事業の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 将来の事業環境と課題

- 1 将来予測と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 経営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第5章 投資・財政計画

- 1 投資目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 投資対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 投資額の推移予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 財源目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 5 財源シミュレーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 6 計画期間内の投資・財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 7 経営比較分析表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第6章 効率化・経営健全化の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第7章 経営戦略の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第1章 策定の趣旨と位置づけ

1 策定の趣旨

農業集落排水事業は、農林水産省所管の補助事業として始まった農村の下水道事業です。

本市では、農業集落排水事業の目的を達成するために、平成8年度から平成13年度において積極的な建設事業を行い、平成12年度から供用が開始され、処理区域における水環境と生活環境を大きく改善しました。

一方で、多額の建設投資は、その財源の多くを企業債で賄っており、事業の運営経費及び企業債の償還については一般会計からの繰り入れに依存する経営状態となっています。

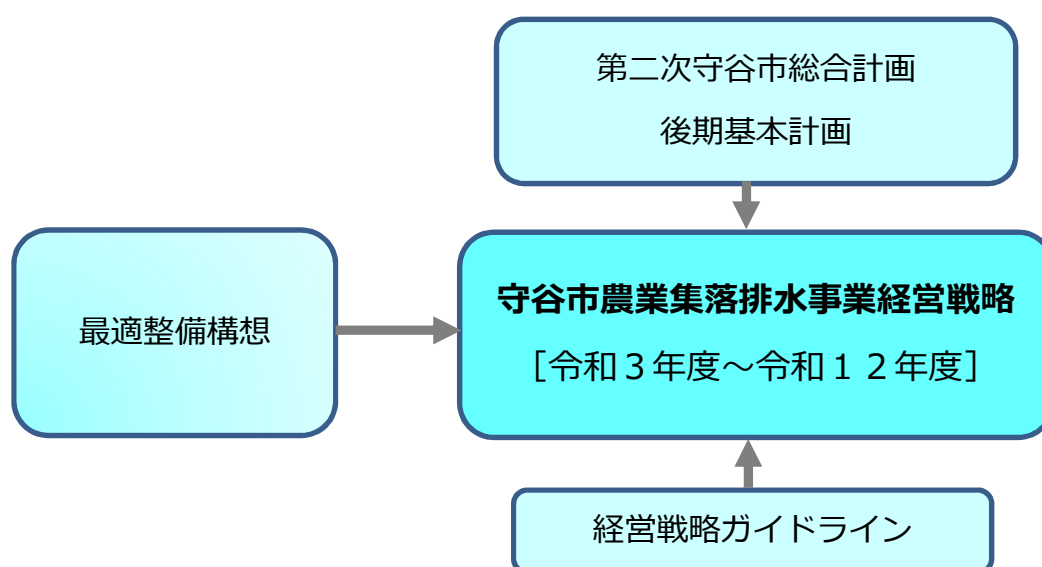
さらに、近年は処理区域の人口減少により使用料の収入が減少し、供用開始から20年以上が経過した今後増加する老朽化施設の更新にも多額の投資が必要となります。

このような厳しい経営環境の中、事業の置かれている現状を把握するとともに、中長期的な視点から、将来負担するコストの見える化を図るため、本経営戦略を策定しました。

令和3年3月 守谷市上下水道事業
守谷市長 松丸 修久

2 位置づけ

守谷市農業集落排水事業経営戦略は、上位計画である「第二次守谷市総合計画後期基本計画（平成28年3月）」と整合を図り、また、農業集落排水施設の機能診断調査の評価結果に基づき、最適な修繕・更新計画を定めた「最適整備構想」を踏まえ、総務省の「経営戦略ガイドライン(平成29年3月策定)」に沿って策定します。また、現状と将来見通しを把握した上で、管路・施設に関する投資の見通しを試算した「投資計画」と、財源の見通しを試算した「財政計画」を踏まえ、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の「収支計画」を策定し、持続可能な農業集落排水事業の実現に向けた具体的な取り組みを掲げていきます。



3 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

本経営戦略の計画期間は、中長期的な観点から将来見通しを行った上で、上記計画期間としています。ただし、計画期間内においても、事業を取り巻く環境変化を計画に反映させるため、PDCAサイクルにおいて適宜見直しを行っていきます。

4 基本事項

- ・本経営戦略内の年号の表記については、図中はH(平成),R(令和)と示しています。
- ・本経営戦略は、本市で策定した最適整備構想の結果に基づいて作成しています。

第2章 農業集落排水事業の概要と現状分析

1 事業の役割

農業集落排水事業は、農業用用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農業生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水の汚水、汚泥を処理する施設を整備し、生産性の高い農業と活力ある農村社会を形成することを目的に行っています。

2 事業の現況

本市農業集落排水事業は、西板戸井地区を対象として平成8年度に事業採択され、平成12年度に供用を開始し、平成13年度に整備事業を完了し、処理施設1か所、中継ポンプ施設11か所、管路施設約7.7kmが建設されました。

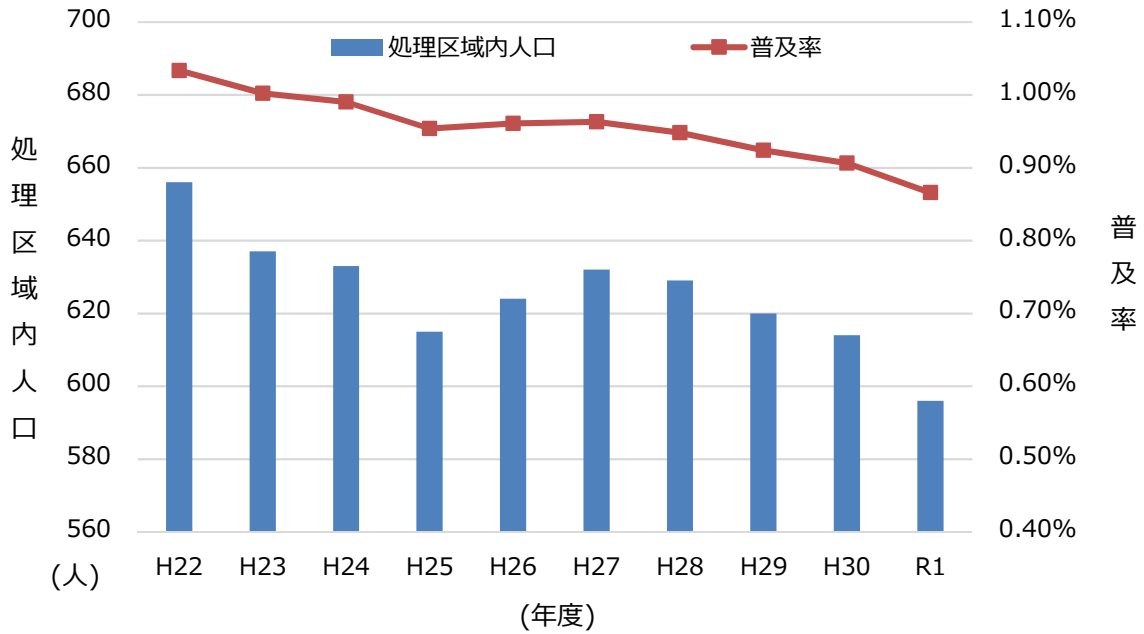
令和2年3月現在の農業集落排水事業は、処理区域面積は28ha、処理区域内人口596人、1日平均処理水量146m³/日、下水道管の延長は約7.9kmとなっています。

事業の概要（令和元年度末現在）

供用開始年度	平成12年	地方公営企業法の適用の有無	非適用
供用開始後年数	19年		
全体計画面積	28ha	処理区域内人口	596人
処理区域面積	28ha	水洗化人口	575人
処理区域内人口密度	21.29人/ha	水洗化率	96.48%

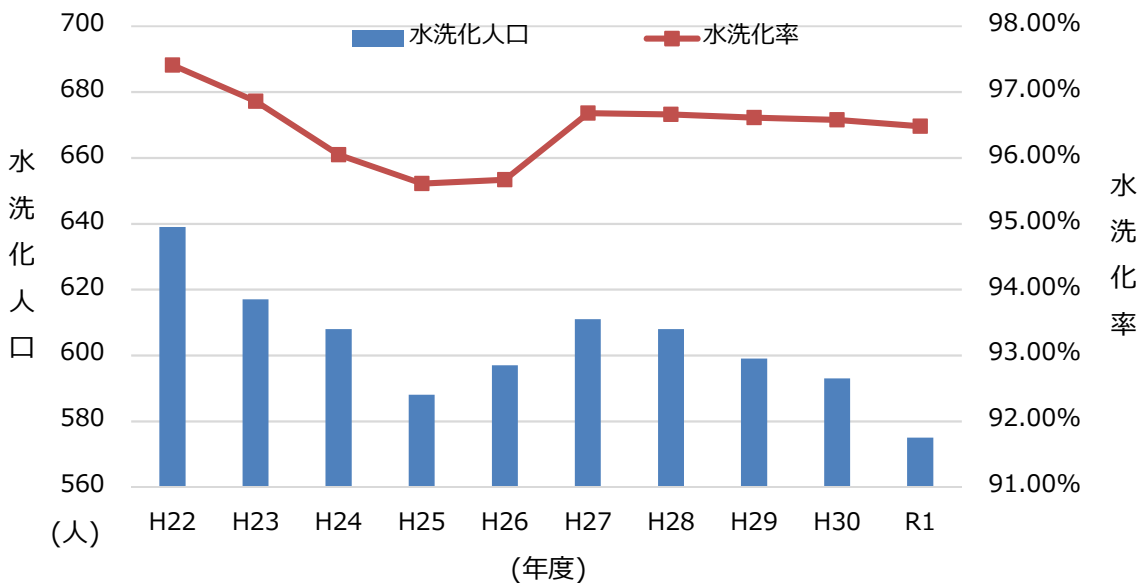
[処理区域内人口と普及率の推移]

農業集落排水事業の処理区域内人口は、本市全体の行政区域内人口は増加している一方で減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くものと推測されます。本市全体における農業集落排水事業の普及率は1%程度で推移していますが、公共下水道事業と合わせた市内全体の普及率は100%となっています。



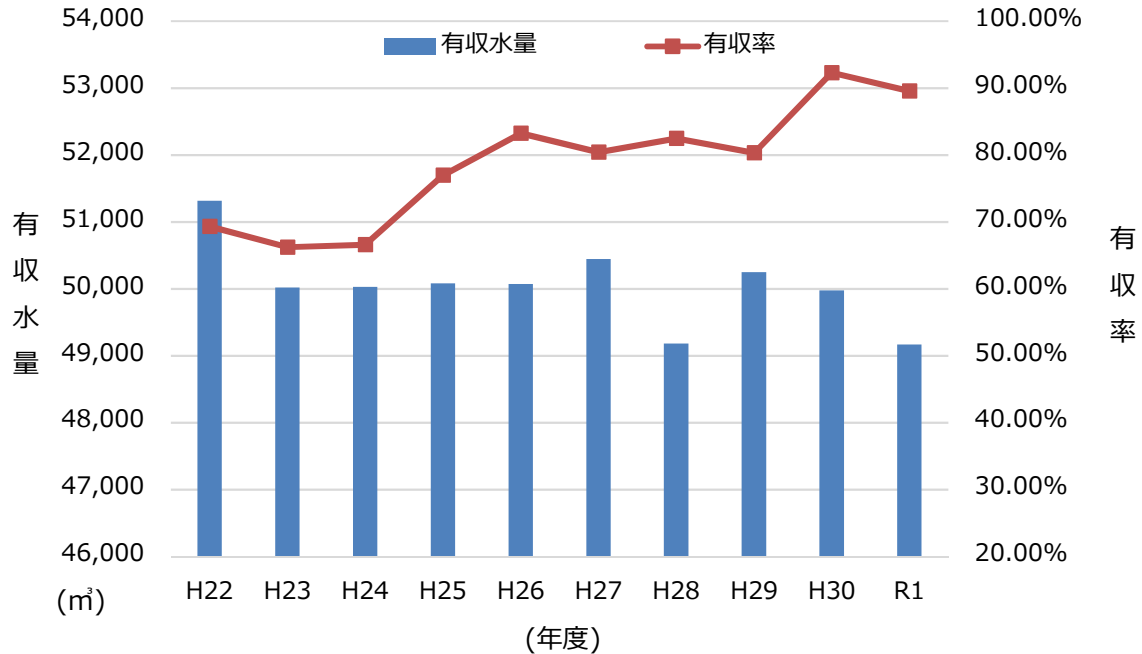
[水洗化人口と水洗化率の推移]

水洗化人口については、処理区域内人口の減少に併せて減少傾向であり、今後もこの傾向は続くものと推測されます。水洗化率については、全国平均（令和元年度86.22%）と比べても高い比率で推移しており、このことは、公共水域の水質保全に寄与しています。



[有収水量及び有収率の推移]

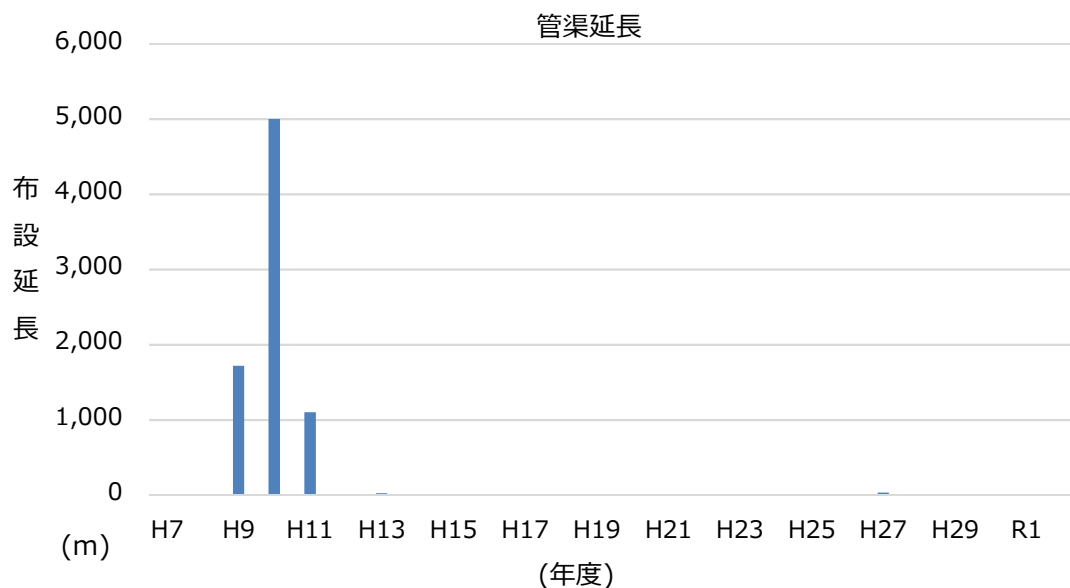
有収水量(※)については、年度によってバラつきはありますが、減少傾向にあり、農業集落排水地区の今後の人口予測を踏まえると、今後もこの傾向は続くものと推測されます。



(※)有収水量とは、処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる水量をいいます。

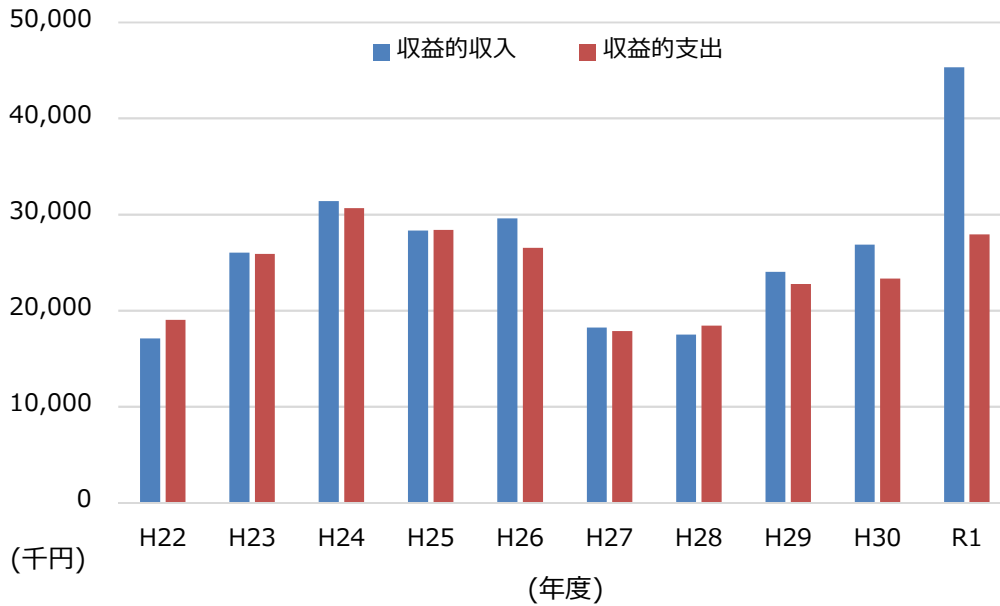
[管渠の年度別布設延長]

管渠の年度別布設延長については、平成9年～11年の間に布設された管渠が集中しており、污水管渠の法定耐用年数（50年）を考慮すると、令和29年以降に多くの管路が更新時期を迎えることとなります。



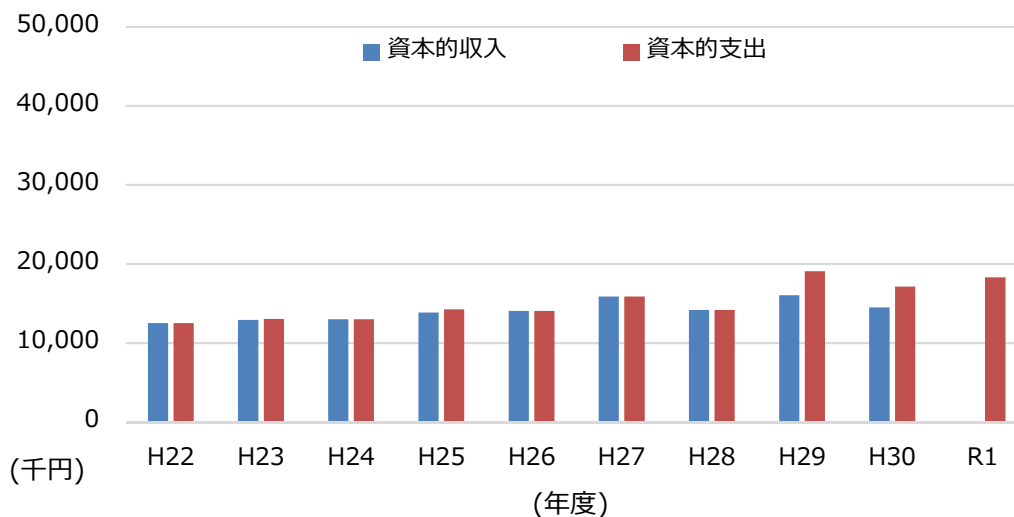
[収益的収支の推移]

収益的収入及び収益的支出は例年横ばい傾向にあり、地方債償還金を含めた収益的収支比率も同様の傾向となっています。なお、令和元年度において収益の一部を資本的収入から収益的収入へ振り替えた（一般会計からの繰入金のうち、過去に施設整備のために借り入れた企業債償還金の一部）ため、収益的収入が増加していますが、資本的収支を合わせた総収支額における影響はありません。



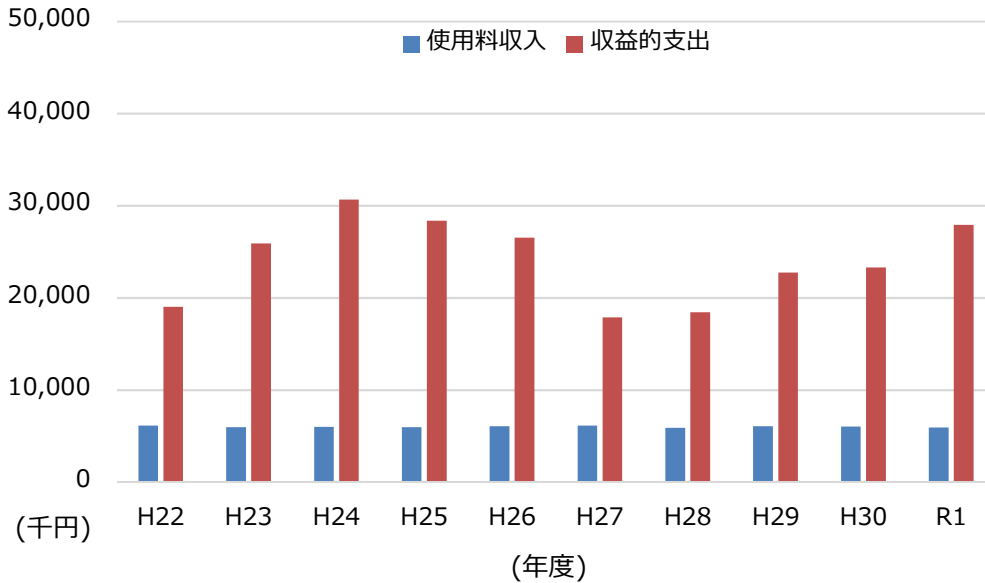
[資本的収支の推移]

資本的収入及び資本的支出は例年横ばい傾向にあります。なお、令和元年度において収益の一部を資本的収入から収益的収入へ振り替えた（一般会計からの繰入金のうち、過去に施設整備のために借り入れた企業債償還金の一部）ため、資本的収入が減少していますが、収益的収支を合わせた総収支額における影響はありません。



[使用料収入の推移]

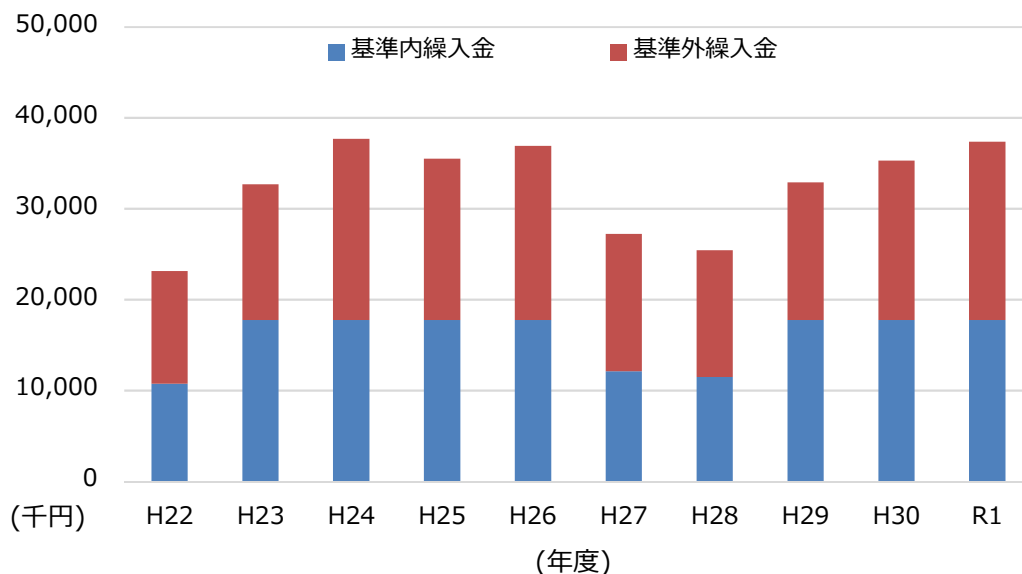
農業集落排水事業における使用料は、公共下水道事業における使用料と同様の算定体系となっています。しかし、農業集落排水地区においては、区域内人口が少ないことから、使用料収入は概ね横ばいで推移しており、支出を賄う収入は得られていません。



[繰入金の推移]

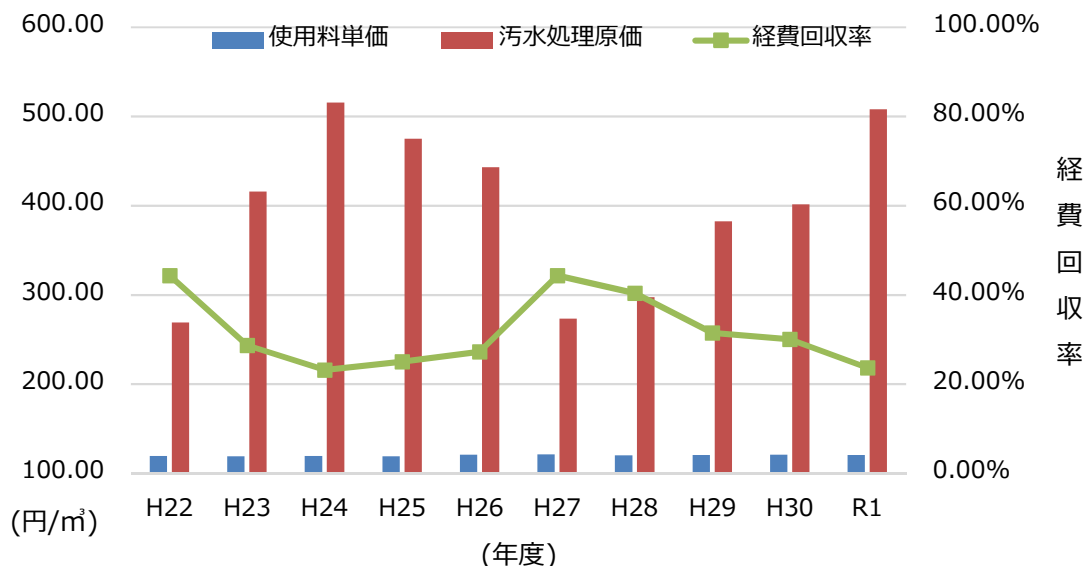
一般会計からの繰入金には、総務省が定める繰出基準に基づく繰入金（基準内繰入金）と、基準に基づかない繰入金（基準外繰入金）があります。現在、基準内繰入金は、企業債の元利償還分に充てられており、基準外繰入金は、使用料収入をもってもなお不足する費用に補てんするために繰り入れています。

基準内繰入金と基準外繰入金を合わせた繰入金総額は、例年概ね横ばいで推移しています。



[使用料単価, 汚水処理原価, 経費回収率の推移]

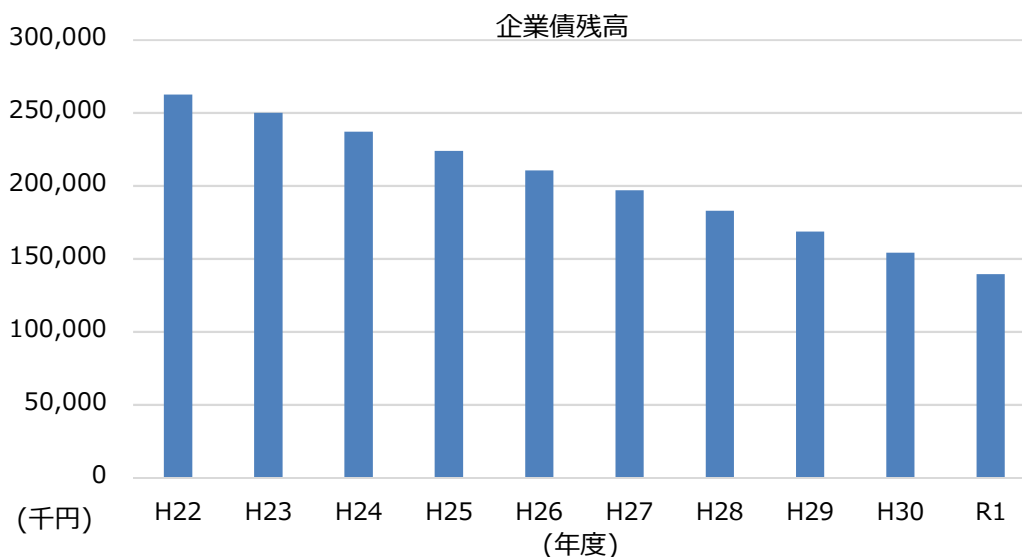
経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。本市農業集落排水事業の経費回収率は、全国平均及び類似団体(※)平均値と比べても低い水準で推移しており、今後も使用料収入の増加は見込めないことから、引き続き低い水準で推移するものと推測されます。



※類似団体は、供用開始後年数に応じて区分された団体をいいます。

[企業債残高の状況]

企業債は、施設整備などの費用に充てるために発行した借入金であり、平成8年度から平成12年度の間借り入れたものです。企業債は、償還計画に基づき償還を行ってきており、現在の借入分については令和12年度に償還が完了する予定ですが、今後は老朽化施設の更新に多額の資金が必要になることから、将来的には新たな企業債を発行して対応していく必要があります。



[経営指標の状況]

経営指標（令和元年度）の状況については下記表に示すとおりです。

収益的収支比率は106.03%であり、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっておりますが、収益に占める一般会計繰入金が大きく、本来公営企業会計が目指す独立採算にはなっていない状況です。企業債残高対事業規模比率については、企業債残高は一般会計繰入金で賄うことから、当比率は0となっております。経費回収率は23.68%であり、類似団体と比較しても低い水準です。汚水処理原価は507.98円であり、類似団体と比較して高い水準となっております。このことから、使用料収入で賄うべき費用が回収できていないことがわかります。

施設利用率については45.63%であり、類似団体と比較すると低くなっています。処理区域内人口の推計を考慮すると、今後も減少していく見込みであることから、今後の改築更新にあたっては、施設のダウンサイジングも検討していく必要があります。

水洗化率は96.48%であり、類似団体と比較しても高い水準であり、今後も同程度の水準で推移していくものと見込まれます。

経営指標 [令和元年度決算]

経営指標	守谷市	類似団体
収益的収支比率 (%)	106.03	-
企業債残高対事業規模比率 (%)	0.00	826.83
経費回収率 (%)	23.68	57.31
汚水処理原価 (円/m ³)	507.98	273.52
施設利用率 (%)	45.63	50.14
水洗化率 (%)	96.48	84.98

※類似団体は総務省が設定する経営比較分析表に記載の団体をいいます。

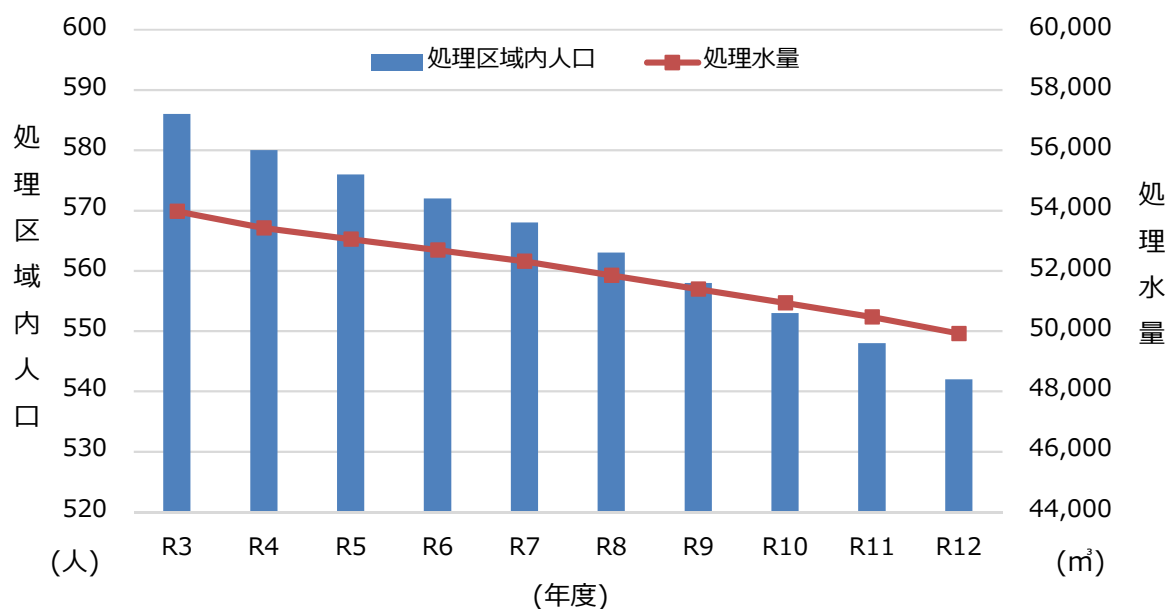
※地方公営企業法適用企業（公営企業会計を適用している事業）と類似団体が同じため、収益的収支比率の類似団体値は表示していません。

第3章 将来の事業環境と課題

1 将来予測と課題

[処理区域内人口と処理水量の予測]

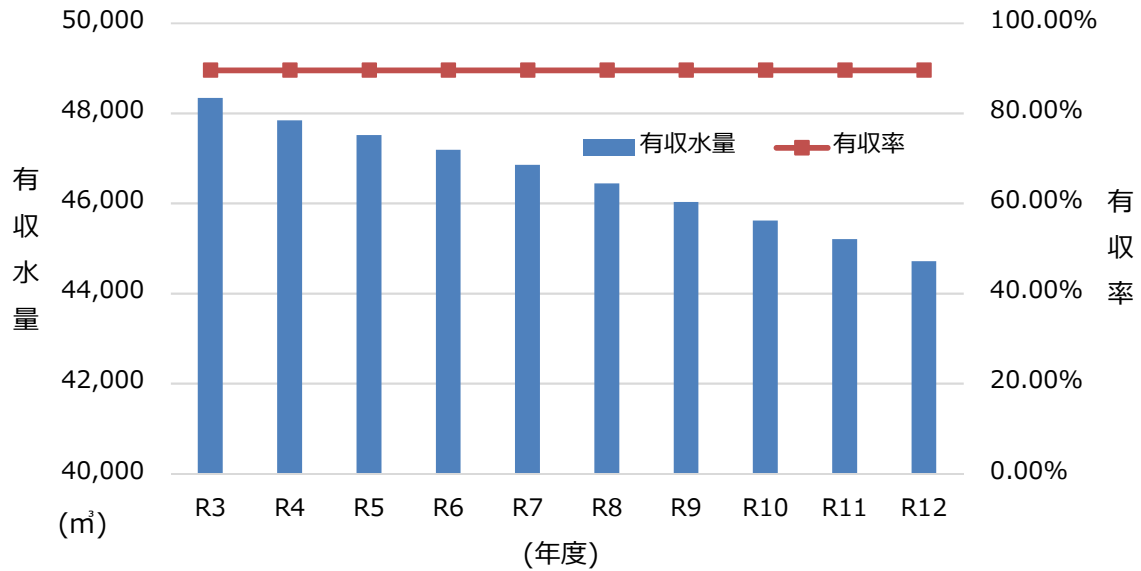
農業集落排水地区の将来の汚水処理区域内人口と処理水量については、過去の人口動態をみると、既に緩やかに減少してきており、今後もその傾向は続くものと推測されます。こうした人口推計を踏まえ、将来の汚水処理水量も減少していくことが想定されることから、限られた財源の中で効率的かつ継続的な農業集落排水事業の運営に努める必要があります。



処理区域内人口の推計については、守谷市人口ビジョン(平成28年2月)の推計値を基に算出された行政区域内人口から、公共下水道事業の汚水処理人口の推計値を差し引いた値を使用しています。

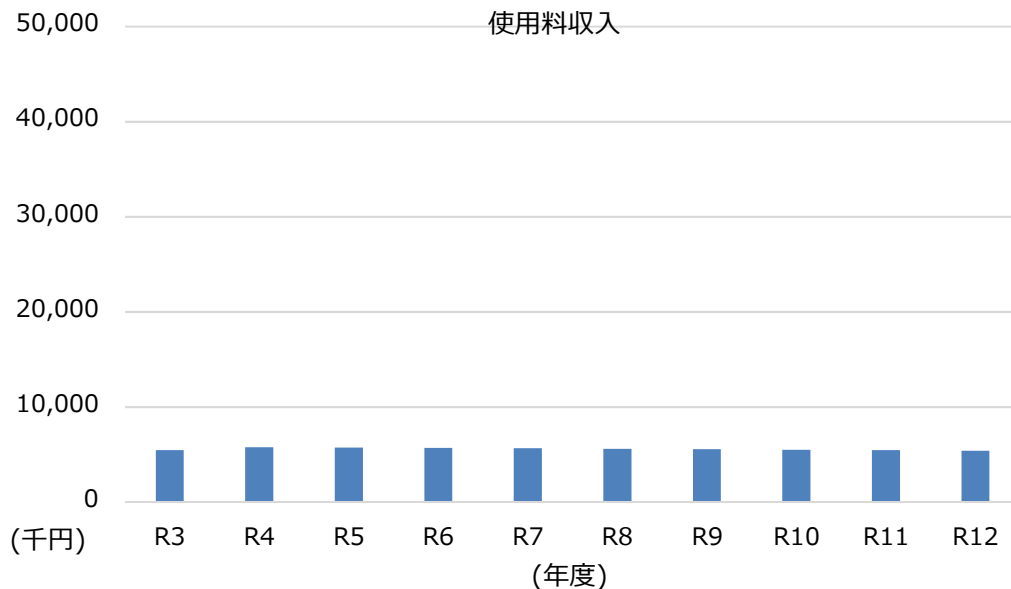
[有収水量及び有収率の予測]

将来の有収水量については、処理区域内人口の推計と連動し、今後は減少していく見込みです。有収率については、処理水量及び有収水量が同程度減少していく見込みのため、横ばいで推移する見込みです。将来の有収水量の推移を注視し、維持管理費の適切な管理に努めていくことが必要です。



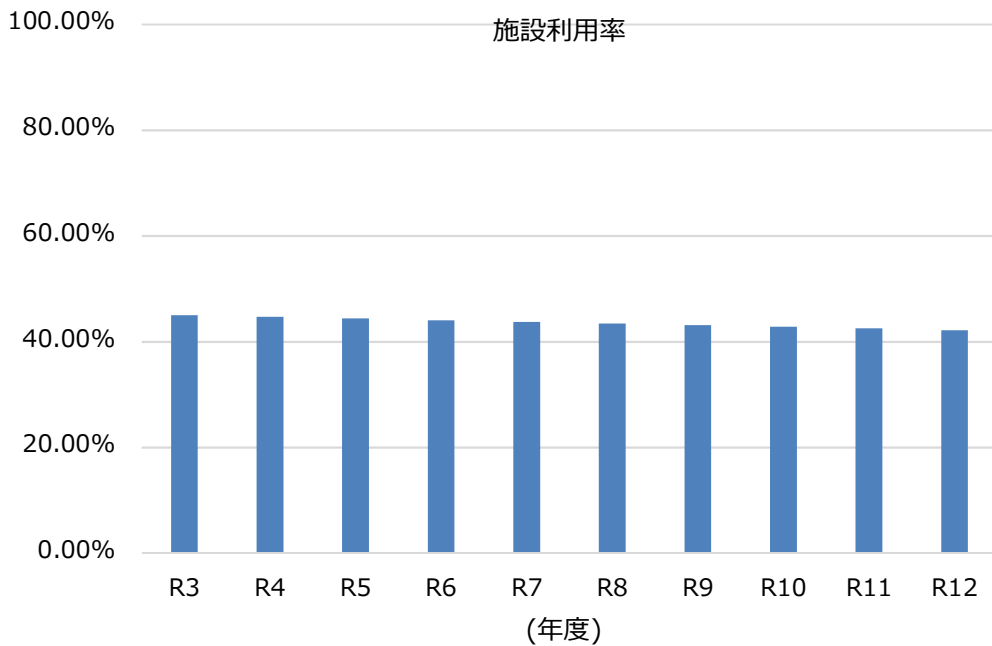
[使用料収入の見通し]

将来の使用料収入の見通しについては、人口推計に沿って緩やかに減少していくものと推測されます。現状においても、経費回収率は低く、使用料収入だけでは事業費を賄えない状況です。使用料収入の減少は、同時に一般会計繰入金を増加を意味することから、費用の平準化や効率的な投資を踏まえた事業運営を行っていく必要があります。



[施設の見通し]

施設の効率性を示す施設利用率は、現在においても処理能力の4割程度で、既存の施設の処理能力を最大限活かしきれていない状況です。将来の人口減少を踏まえると、施設効率は緩やかに減少していくことが想定されることから、将来的には、施設のダウンサイジングを踏まえた適切な施設能力について検討を行う必要があります。



[組織の見通し]

農業集落排水事業については、公共下水道事業会計の職員が兼務で行っており、職員数の増加が見込めないため、引き続き現在の体制において業務を執行していかねばなりません。しかし、今後は農業集落排水事業の法適化（企業会計への移行）や施設の改築更新等、業務量の増加が見込まれるため、より効率的な事業運営が必要です。

第4章 経営の基本方針

1 汚水処理施設の計画的な更新

本市の農業集落排水事業は、平成8年度に事業に着手して以来、当初に整備した汚水処理施設は老朽化が進んでいます。限られた財源の中で農業集落排水機能を保持するため、最適整備構想を踏まえた中長期的な更新計画に基づき、効果的な老朽化対策に取り組んでいきます。また、管路施設更新の際には、更生工法の採用や、新技術の導入などを検討し、適正かつ着実な更新を進めます。

2 汚水処理施設の耐震化

汚水処理施設が地震により被災した場合、交通障害以外にもトイレが使用できなくなるなど、市民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼすことになります。汚水処理施設は、同等の機能を代替える手法がないため、施設の耐震化を進めることが急務となっています。そのため、施設の更新に際しては、耐震性の高い工法や製品を採用していきます。また、災害時に使用することが可能な「マンホールトイレ」の使用についても検討していきます。

3 維持管理の充実

現有施設を最大限に活用するため、日常点検を通じて施設・設備の劣化状況を把握し、予防保全による適切な維持管理を推進します。

また、平成28年度に、マッピングシステムを導入しており、情報技術の積極的な活用により、効果的・効率的な維持管理に取り組んでいます。更なる効率化に向け、設備台帳についてもシステムを導入し、情報技術の積極的な活用に努めます。

4 コスト縮減と経営改善

経営感覚を発揮したコスト縮減に伴う経営の効率化については、事務事業を定期的に検証し、事業の必要性を踏まえた経営感覚とコスト意識をもって事業運営に取り組みます。

5 財政収支見通しに基づく事業運営

汚水処理施設の耐震化や更新等の事業を行うためには多額の費用が必要となる一方、今後の農業集落排水施設使用料収入の大幅な増加は見込めません。このため、補助金の活用や企業債の発行などで資金を確保しながら事業経営が行えるように、最適整備構想を着実に実践し、中長期的な財政収支見通しに基づいた計画的な農業集落排水施設の更新に取り組めます。

6 適正な組織体制

農業集落排水事業における事務は、現在上下水道課において行っていますが、農業集落排水事業専任の職員は配置されていません。今後も職員の増加は見込めないことから、引き続き現体制は維持していかなければなりません。更新需要が高まっていく時期においては、より適正な組織体制を構築していく必要があります。

7 地方公営企業法の適用に向けた取り組み

総務省から、各地方公共団体に対して令和5年度までを取組期間として令和6年度から公営企業会計へ移行するよう要請がなされており、本市の農業集落排水事業についても、公営企業会計へ移行することが求められています。公営企業会計を導入することにより、事務処理量が増加することなどから、少ない職員数では厳しい業務環境になることが想定されますが、一方で、資産を含む経営状況を全国で統一的に経営分析が比較できるなど、的確な経営状況を把握することができるほか、将来の収支見通しについてもその確度が向上することが期待されることから、総務省の要請に沿って移行を進めていきます。

8 SDGs（持続可能な開発目標）の取り組み

SDGsとは「Sustainable Development Goals」の略で、国際連合が提唱している持続可能な開発目標のことです。農業集落排水事業では、汚水処理や施設の改築更新を通して住み良い環境の整備に努め、SDGs全体で17ある開発目標のうち「安全な水とトイレを世界中に」、「産業と技術革新の基盤をつくろう」、「住み続けられるまちづくりを」に焦点を当て、地球環境に配慮した持続可能な社会の実現を目指します。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第5章 投資・財政計画

1 投資目標

投資計画は、将来にわたって安定的に事業を継続していくために必要となる管路・施設に関する投資の見通しを試算した計画です。投資計画においては、本市で策定した最適整備構想に基づき、ライフサイクルコストの最小化や更新時期の同期化(※)及び平準化を考慮した適切な機能保全対策を目的として、施設の更新を行います。

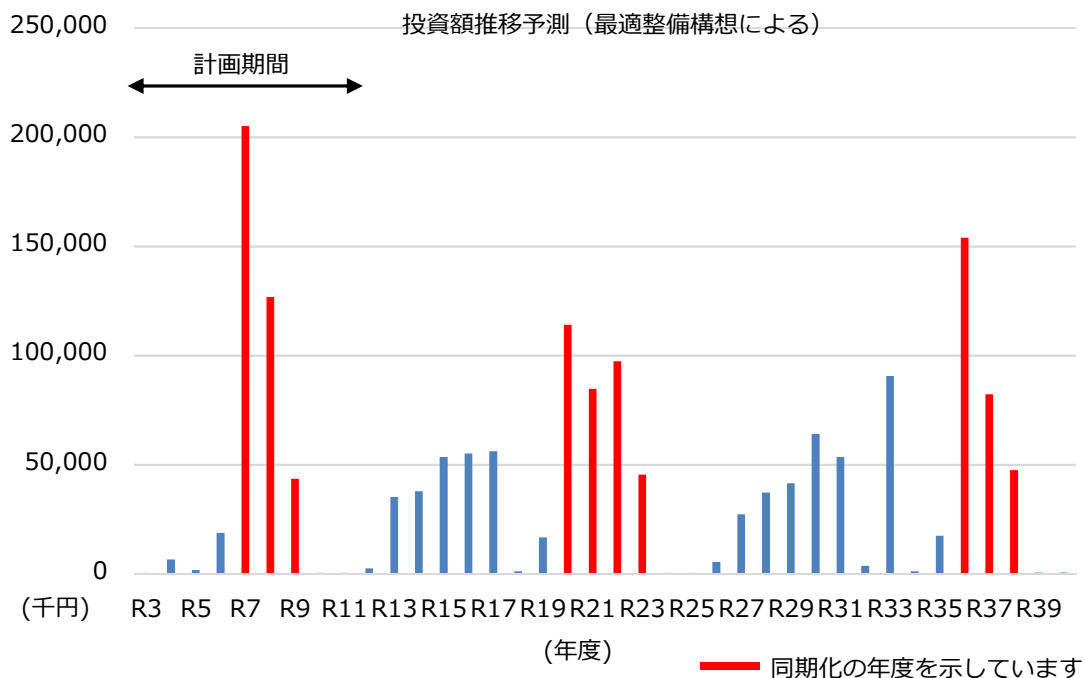
そうした中、本経営戦略においては、快適な汚水処理環境の維持を図り、ストックマネジメントとしての位置づけでもある最適整備構想に沿って適切な処理施設の更新を目標とします。

2 投資対象

農業集落排水事業は平成12年度に供用を開始しており、今後新たな区域での事業展開の予定はありません。そのため、投資については既存の区域における施設や管渠の更新が対象となります。

3 投資額の推移予測

本経営戦略の計画期間内において法定耐用年数を迎える施設については、最適整備構想における更新計画を踏まえ、更新工事を計画的に実施していきます。また、管渠については計画期間内において法定耐用年数を迎えるものではありませんが、機能保全の観点から、管路の一部について更新を行う予定です。



(※)同期化とは、事業の発注を同一時期に組み合わせることにより、国庫補助の適用による実質負担の軽減及び作業の合理化を図るものです。

4 財源目標

現在の農業集落排水事業の収益的収入の最も大きな割合を占めているのは一般会計からの繰入金です。農業集落排水事業としてある程度独立した経営を進めていく観点から、施設の更新が進む中にあっても、一般会計繰入金の過度な負担を抑制し、可能な限り平準化することを目標とします。

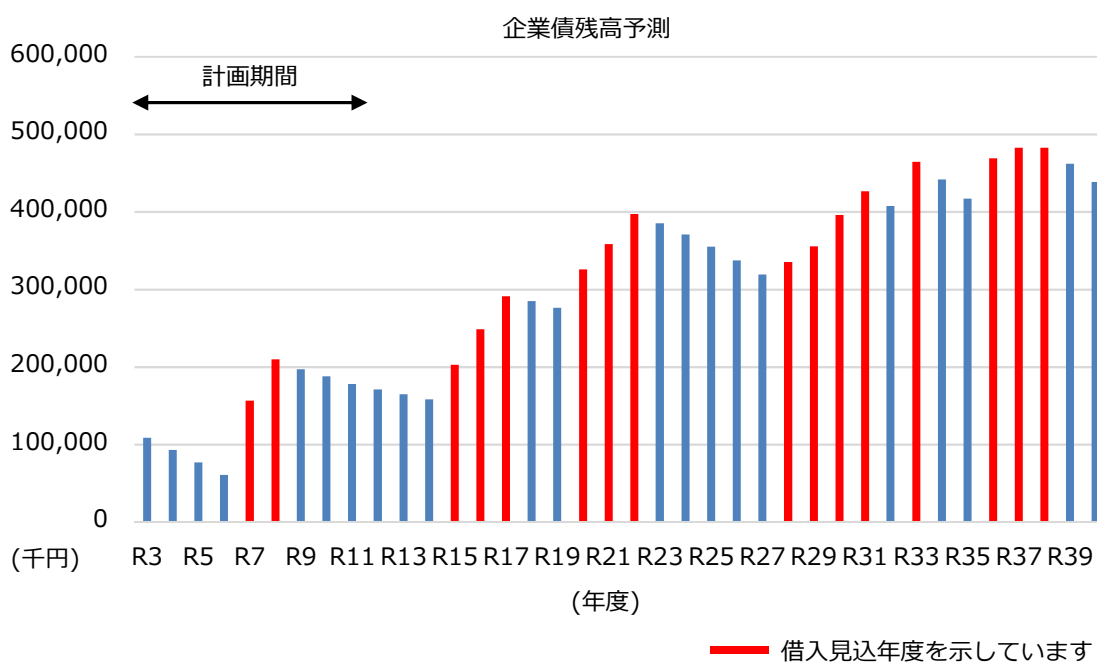
5 財源シミュレーション

農業集落排水事業については、区域面積が小さく、今後は人口の増加も見込めないことから、使用料収入は減少していくものと推測されます。そのため、財源については、企業債の発行や一般会計からの繰入金で不足する財源の多くを賄っていかなければならない状況ですが、施設の更新にあたっては、補助金の最大限の活用等、財源の確保に努めていきます。

・ 企業債残高の見込み

平成12年度までの整備事業のために借り入れた企業債については、令和12年度に償還が完了する予定です。計画期間においては、施設更新の業務量が増加する令和7年度、令和8年度に新たな借入を見込んでいます。

今後の借り入れについては、更新事業に係る建設改良費に注視し、また、一般会計からの繰入金可能額を財政部局と調整しながら、適正な企業債の借り入れを計画していきます。

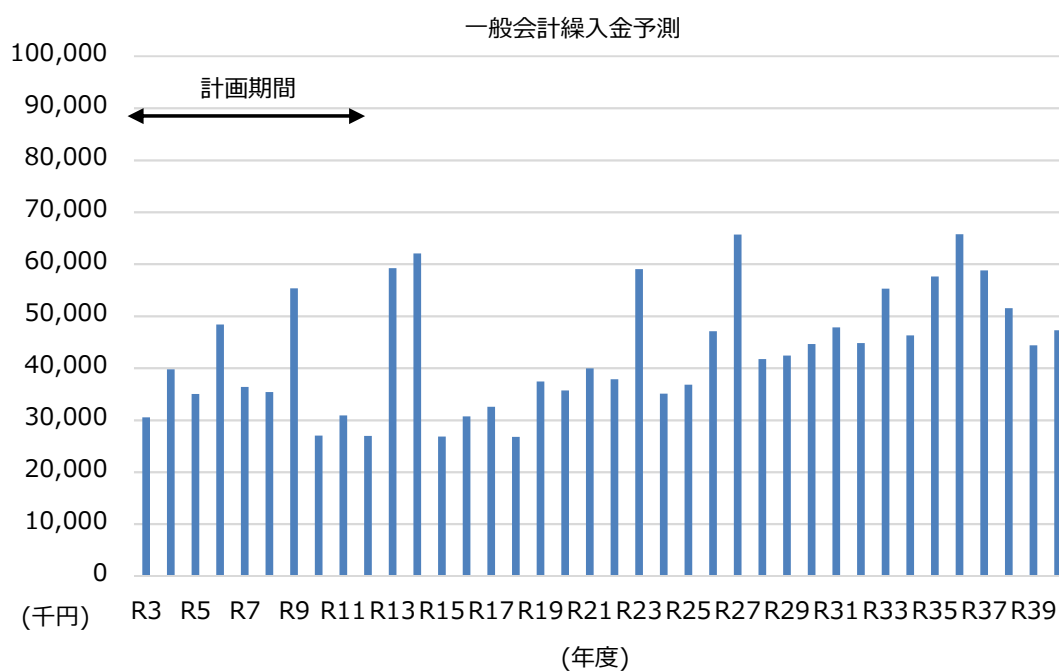


・使用料の見込み

使用料収入については、令和元年度において6百万円弱と、収入全体に占める割合は大きくはありませんが、今後の処理区域内人口の推計を踏まえると徐々に減少していくものと推測されます。農業集落排水事業の使用料金の体系については、公共下水道事業の使用料金の体系に合わせており、農業集落排水事業単独での使用料の改定は難しい状況です。

・一般会計繰入金の見込み

一般会計繰入金については、今後、施設の改築更新事業が始まり、他の財源が確保できないと、一般会計の負担が増加する一方になってしまいます。そのため、改築更新事業が本格化する期間においては、補助金の活用や企業債の借入等、繰入金以外の財源の確保に努めます。その上で、なお事業費に不足が生じる場合には、一般会計繰入金が過度に高額にならないように、企業債の借り入れとのバランスを考慮しながら、財政部局と調整の上、適切な繰入額の計上を進めていきます。



6 計画期間内の投資・財政計画

投資・財政計画
(収支計画)

区分	年度	最調整備構想同期化年度													
		平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収益的収入	1 総収入益(A)	26,843	45,298	51,226	35,799	39,174	39,304	42,487	39,400	38,946	36,387	32,339	36,159	30,115	
	(1) 営業収入益(B)	6,039	5,916	5,683	5,462	5,758	5,718	5,678	5,639	5,589	5,539	5,490	5,440	5,381	
	ア 料金収入(C)	6,036	5,915	5,681	5,460	5,756	5,716	5,676	5,637	5,587	5,537	5,488	5,438	5,379	
	イ 受託工事収入(D)														
	ウ その他収入(E)	3	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	(2) 営業外収入金(F)	20,804	39,382	45,543	30,337	33,416	33,586	36,809	36,809	33,761	33,357	30,848	26,849	30,719	24,734
	ア 他会計繰入金(G)	20,804	37,382	43,643	30,337	33,416	33,586	36,809	36,809	33,761	33,357	30,848	26,849	30,719	24,734
	イ その他収入(H)	2,000	2,000	1,900											
	2 総費用(D)	23,309	27,933	36,141	20,415	23,484	23,302	26,167	24,740	22,921	23,181	23,287	23,189	26,294	23,189
	(1) 営業費用(E)	20,064	24,976	33,478	18,052	21,427	21,557	24,740	24,740	21,818	21,949	22,080	22,211	25,493	22,479
ア 職員給与と退職手当(F)															
イ その他費用(G)	20,064	24,976	33,478	18,052	21,427	21,557	24,740	24,740	21,818	21,949	22,080	22,211	25,493	22,479	
(2) 営業外費用(H)	3,245	2,957	2,663	2,363	2,057	1,745	1,427	1,427	1,103	1,232	1,207	978	801	710	
ア 支払利息(I)	3,245	2,957	2,663	2,363	2,057	1,745	1,427	1,427	1,103	1,232	1,207	978	801	710	
イ その他費用(J)															
3 収支差引(A)-(D)	3,534	17,365	15,085	15,384	15,690	16,002	16,320	16,320	16,479	15,765	13,100	9,150	9,865	6,926	
1 資本的収入(F)	14,502	0	990	506	6,677	1,790	18,775	18,775	205,247	126,961	43,703	517	518	2,590	
(1) 地方債									112,376	69,198					
うち 資本費平準化債															
(2) 他会計補助金	14,502		298	160	6,331	1,444	11,580	11,580	2,605	2,047	24,502	171	172	2,244	
(3) 他会計借入金															
(4) 固定資産売却代金															
(5) 国(都道府県)補助金							6,849	6,849	89,920	55,370	18,855				
(6) 工事業負担金			692	346	346	346	346	346	346	346	346	346	346	346	
(7) その他															
2 資本的支出(G)	17,117	18,324	18,650	15,890	22,367	17,792	35,095	35,095	22,176	142,726	56,803	9,667	10,383	9,516	
(1) 建設改良費			990	506	6,677	1,790	18,775	18,775	205,247	126,961	43,703	517	518	2,590	
うち 職員給与と賃借入金(H)															
(2) 地方債借入金返還金	14,502	14,790	15,085	15,384	15,690	16,002	16,320	16,320	16,479	15,765	13,100	9,150	9,865	6,926	
(3) 他会計長期借入金返還金															
(4) 他会計への繰出金	2,615	3,534	2,575	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) その他															
3 収支差引(F)-(G)	△ 2,615	△ 18,324	△ 17,660	△ 15,384	△ 15,690	△ 16,002	△ 16,320	△ 16,320	△ 16,479	△ 15,765	△ 13,100	△ 9,150	△ 9,865	△ 6,926	
収支再差引(E)+(I)	919	△ 959	△ 2,575	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積立金															
前年度からの繰越金	2,615	3,534	2,575	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前年度繰上充用金															
形式収支(J)-(K)+(L)-(M)	3,534	2,575	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

区分	年度	最適整備構想同期化年度												
		平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
翌年度へ繰り越すべき財源(O)														
実質収支黒字(N)-(O)		3,534	2,575	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収益的収支比率($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		71	106	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額														
営業収益一受託工事収益(B)-(C)(S)		6,039	5,916	5,683	5,462	5,758	5,718	5,678	5,639	5,589	5,490	5,440	5,381	
地方財政法による資金不足の比率((R)/(S)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額(U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模(V)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率((T)/(V)×100)														
他会計借入金残高(W)														
地方債残高(X)		154,210	139,419	124,335	108,951	93,261	77,258	60,938	156,836	210,269	188,019	178,154	171,227	

(単位:千円, %)

区分	年度	最適整備構想同期化年度												
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分		20,804	37,382	43,643	30,337	33,416	33,586	36,809	33,761	33,357	30,848	26,849	30,719	24,734
うち基準内繰入金		17,747	17,747	17,748	17,747	17,747	17,747	17,747	17,582	16,997	14,307	10,128	10,666	7,636
うち基準外繰入金		3,057	19,635	25,895	12,590	15,669	15,839	19,062	16,179	16,360	16,541	16,721	20,053	17,098
資本的収支分		14,502	0	298	160	6,331	1,444	11,580	2,605	2,047	24,502	171	172	2,244
うち基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金		14,502	0	298	160	6,331	1,444	11,580	2,605	2,047	24,502	171	172	2,244
合計		35,306	37,382	43,941	30,497	39,747	35,030	48,389	36,366	35,404	55,350	27,020	30,891	26,978

(単位:千円)

経営比較分析表 (令和元年度決算)

茨城県 守谷市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非通用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本増殖比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20㎡当たり処理料金 (円)
-	該当数値なし	0.87	89.57	2,184

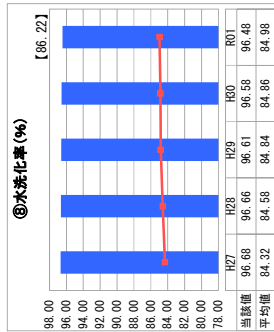
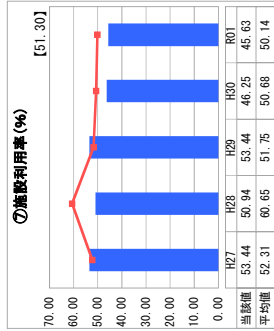
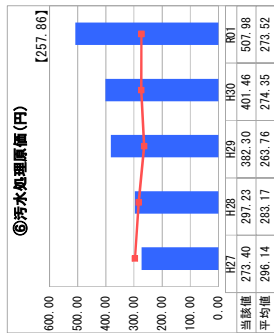
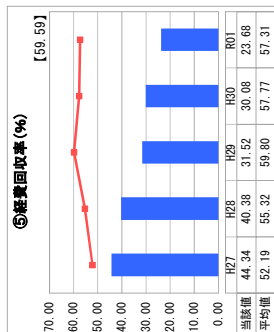
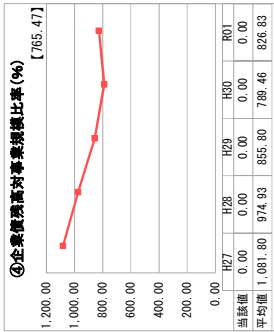
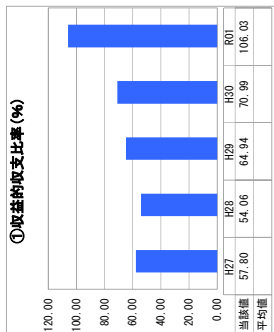
面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
35.71	68,498	1,918.17
処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口 (人)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
0.28	596	2,128.57

グラフ凡例

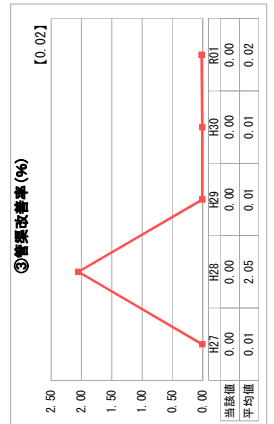
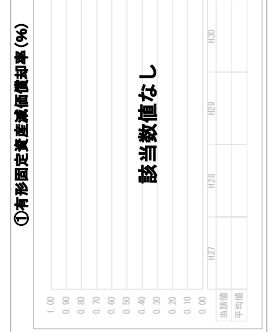
- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

- 経営の健全性・効率性について**
 - ①収益的収支比率は106.03%であり、100%を上回っている。令和元年度決算における料金収入は5,915千円で、不足する額は大半が一般会計からの繰入金により運営されている状況にある。100%を上回っているものの、収入の大半を一般会計からの繰入に依存している状況である。
 - ②及び③については「該当数値なし」のため省略。
 - ④企業債残高対事業債残高比率は0.00%であり、類似団体と比較しては大きく下回っている。令和元年度から企業債借入は実施していないことが挙げられる。
 - ⑤経費回収率は23.68%であり、類似団体と比較しては33.63ポイント下回っている。本来であれば使用料により汚水処理費を賄わなければならない状況と考えるが、大半が一般会計の繰入に依存しているため、100%以下である。
 - ⑥汚水処理原価は507.98円であり、類似団体と比較しても234.46円上回っている状況にある。当該事業区域は、人口減少及び井戸水使用となっており、汚水量の伸びが原因と考えられる。
 - ⑦施設利用率は45.03%であり、類似団体と比較して4.51ポイント下回っている。人口の増加も大きくは見込めない区域であることからほぼ横ばいとなっている。
 - ⑧水洗化率は96.48%であり、類似団体と比較しても11.50ポイント上回っている。使用料収入の確保のため更なる水洗化率の向上に努めたい。
- 老朽化の状況について**
 - ①及び②については「該当数値なし」のため省略。
 - ③事業改善率は0.00%であり、類似団体では0.02%となっている。
 - ④事業老朽化率は、平成12年10月に供用開始しており、19年が経過している現状である。現段階では耐用年数を超過した管路は存在しないため、管路の老朽化に関しては特段問題となる状況は無い。

全体総括

上記の各指標から判断しても、使用料収入で経営全般が賄われている状況であり、一般会計からの繰入により運営されている。一方で、今後の事業維持や事業のさらなる改善として、当分の間は老朽化対策や環境整備の推進や、経営改善に向けた取り組みを進めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を表示していません。

第6章 効率化・経営健全化の取組

1 農業集落排水施設の適正化

人口減少などにより将来の使用料の減少が見込まれる中で健全な運営を維持していくため、施設や管路更新時にはダウンサイジングについて検討し、将来的に必要な処理水量に見合う規模の施設へと更新していきます。なお、ダウンサイジングを実施することにより、施設の更新費用の削減が見込まれます。

2 農業集落排水施設の適切な維持管理

日常の維持管理及び保守点検を適切に実施することにより、予防保全に取り組みます。また、突発的な事故や費用の発生リスクを軽減できるように、施設・設備の状況を日常的に把握していきます。これらを行うことにより、施設のさらなる延命化を図ることが可能となり、更新費用の削減が見込まれます。

3 農業集落排水施設の適切な更新

老朽化した管路については、延命化を図りつつも適切な時期に更新を行い、有収率を向上させることにより、収益性の改善に取り組みます。さらに、3～5年毎に投資計画を見直し、施設の適切な更新を進めていきます。

4 広域化や民間活用について

令和元年度に公共下水道事業で実施した広域化・共同化検討業務において、鬼怒川への水管橋の整備などが必要なため、経済合理性から公共下水道事業との統合は厳しいとの結果となったことから、広域化による経営の見直しは当面ありません。都市計画道路供平板戸井線の整備のタイミングで、新橋が整備されるときには、公共下水道との統合を積極的に推進します。

民間活用については、現在実施している施設の包括管理委託業務や料金徴収業務を引き続き実施するとともに、新たな技術・ノウハウを活かした官民の連携について検討を進めていきます。

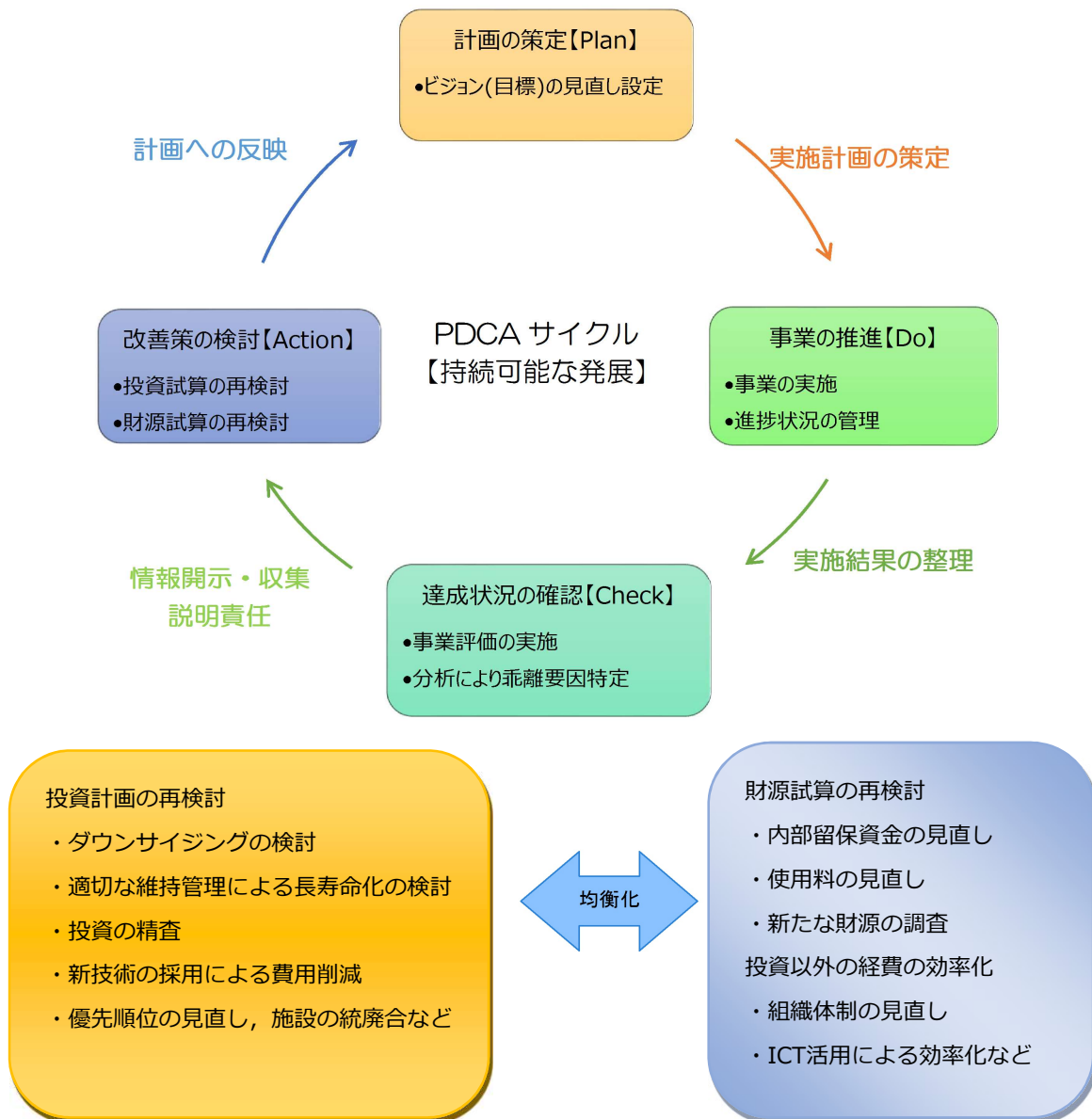
5 農業集落排水施設使用料の適正化の検討

現在の収支計画では、計画期間内においては収支均衡となる見込みとなっています。計画期間以降も現在のところ資金不足にはならない見込みですが、投資計画の拡充を含めた将来見通しを踏まえつつ、農業集落排水事業の継続と健全な経営の維持が可能となるように、更なる経営の合理化に努めつつ、今後の農業集落排水施設使用料の適正化について検討していきます。

第7章 経営戦略の進捗管理

将来の事業環境や財政計画の収支については、現時点での実績・予測に基づいて算定していることから、今後の社会情勢によって大きく変化する可能性があります。そのため、本経営戦略は毎年進捗管理を行うとともに、3～5年ごとに見直しを行うこととします。

進捗管理の際には、20ページに掲載している「経営比較分析表」に示される各種指標を活用することにより、定量的に評価していきます。また、経営戦略の内容と事業の実施状況が乖離している場合には、PDCAサイクルを用いてその原因について把握・分析するとともに、現状に見合った内容へを見直しを図ります。なお、見直しを行った際には、見直し内容を公表することにより、事業の透明性を高め、健全な事業運営を行えるように努めていきます。



お問い合わせ先

守谷市上下水道事務所 上下水道課

〒302-0110 守谷市百合ヶ丘二丁目2734番地の1

TEL : 0297-48-1842 FAX : 0297-48-6087

E-mail : jougesui@city.moriya.ibaraki.jp

上下水道課ホームページ :

<https://www.city.moriya.ibaraki.jp/kurashi/seikatsu/jyougesui/>